

## 鳥取県土地改良事業補助金交付要綱

平成 12 年 10 月 10 日付耕第 344 号農林水産部長通知

最終改正 令和 6 年 3 月 26 日付第 202300300591 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、鳥取県土地改良事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第 2 条 本補助金は、県内農業生産基盤等の整備促進を図り、もって本県農業の振興に資することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 別表 1 の第 1 欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第 2 欄に掲げる者

(2) 別表 2 の第 1 欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）について同表の第 2 欄に掲げる者に対し、その者が行う間接補助事業に係る補助対象経費（間接補助事業に要する同表の第 3 欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額に同表の第 4 欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する同表の第 5 欄に掲げる者

2 本補助金の額は、補助事業及び間接補助事業（以下「対象事業」という。）に要する別表 1 又は別表 2 の第 3 欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第 4 欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額、若しくは第 4 欄に定める額以下とする。

3 対象事業を実施する者は、当該事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（同条例第 2 条第 1 項に規定する事業者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第 4 条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

3 補助事業者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が 5 パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第 2 条第 7 項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として30日が経過するまでの間に行うものとする。但し、国庫補助事業の場合は、知事はその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過するまでの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(交付決定前着手)

第6条 別表1の第1欄の5、6の第3欄の1の(2)、7の第3欄の(1)、9の第3欄の(1)、11、12及び13の項の事業、農山漁村地域整備交付金を活用する事業において、事業の着工は、原則として県からの補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着工する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着工届（様式第4号）をあらかじめ知事に提出するものとする。

(間接交付の条件)

第7条 補助事業者は、間接補助事業に対する補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 補助金の増額

(2) 対象事業ごとに別表1の第5欄に定める変更（農山漁村地域整備交付金で実施するものを除く。）

(3) 対象事業のうち農山漁村地域整備交付金で実施するものにあつては、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農村振興局長通知）第3に掲げる農山漁村地域整備計画相互間の補助金の流用

(4) 間接補助金の減額

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について農林水産大臣又は中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。
- 3 補助事業者は、本補助金に不用額があるときは、県に不用額がある旨の通知（様式第10号）を行い、知事が受理したことをもって、本補助金の全額が変更されたものとみなす。ただし、第1項に掲げる変更該当する場合は除く。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表2の第6欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止または間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から15日を経過する日と、補助金交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日。ただし、補助金の全額が規則第19条の規定により概算払された場合においては、交付決定年度の翌年度の4月20日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
  - 3 規則第17条第2項の知事が必要と認める書類（別表1の第1欄の1及び2の各項に掲げる事業を除く。）は、様式第5号による調書とする。
  - 4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費からその超える額に対応する額を控除して報告しなければならない。

5 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合には、確定次第速やかに、様式第6号により知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第12条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（進ちょく状況の報告）

第13条 補助事業者は、完了予定年月日の属する年度の12月の末日現在における事業遂行状況について様式第7号による報告書を作成し、当該年度の1月16日までに提出しなければならない。ただし、規則第17条第1項第1号若しくは第2号の規定による報告を行っている場合又は規則第19条に基づく概算払いを交付決定に係る年度の12月に受けた場合はこの限りでない。

（概算払の時期等の変更を求める書類）

第14条 規則第20条第1項の申出書は、様式第8号によるものとする。

（財産の処分制限）

第15条 規則第25条第2項ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同例に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があるとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第5条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

（間接的な財産処分の承認）

第16条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(収益納付)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から 20 日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。また、補助事業者は、間接補助事業者から補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったとき、当該収入があったことの報告を受けた日から 20 日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

(受益地の転用)

第 18 条 別表 1 及び別表 2 の第 1 欄に掲げる対象事業を実施する補助事業者は、「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」（昭和 44 年 5 月 24 日付 44 農地 A 第 826 号農林事務次官通達）記の 1 に該当する事業に係るものの受益地の全部又は一部が当該事業につき土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の公告（以下「完了公告」という。）のあった日（完了公告において工事の完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度から起算して 8 年以内に農地でなくなった場合には、知事が別に定める場合を除き、「一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置要領」（昭和 44 年 5 月 24 日付農地 A 第 827 号農林省農地局長通達）に定める算定方法により算定された額（知事がこれより少ない額を定めたときは、その定めた額）に相当する部分を県に返還しなければならない。

2 前項に規定する補助事業者は、「土地改良事業の受益地の開田等に伴う補助金の返還措置について」（昭和 45 年 7 月 4 日付 45 農地 A 第 1086 号農林事務次官通達）記の 1 の（1）に該当する事業のうち同通達記の 1 の（2）に該当する地区につき、完了公告のあった日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度から起算して 8 年以内（土地改良法に基づかないで行われるものである場合は、当該事業に係る補助金の交付の最終年度の翌年度から起算して 8 年以内）に当該事業により区画形質が変更され、又は造成された畑が開田（受益地外の開田された土地に対して用水を使用させる場合を含む。）された場合には、知事が特にやむを得ないと認めた場合を除き前項の補助金返還額の算定方法により算定される額（受益地外へ用水を使用した場合にあっては、当該かんがい施設につき交付された補助金の額を受益地の面積で除して得た額に使用したものの面積を乗じて得た金額）に相当する部分を県に返還しなければならない。

(書類の保存)

第 19 条 補助事業者は、規則第 26 条に定める書類の他、対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しないものがある場合においては、様式第 5 号に定める財産管理台帳及びその他関係書類を保管しなければならない。

(提出書類)

第 20 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、別表 1 の第 1 欄の 1（事業実施主体が県土地改良事業団体連合会の場合に限る。）及び 2、並びに 7 の第 3 欄の（1）及び 10 に掲げる

事業のうち県土整備部の所管以外にあつては、所轄の総合事務所長又は農林事務所長に提出しなければならない。

#### (契約等)

第 21 条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助事業者」という。）（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、第 4 項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、様式第 9 号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

3 補助事業者（地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 54 号）第 1 条に規定する法人に限る。）は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

#### (額の再確定)

第 22 条 補助事業者は、規則第 18 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書を知事に提出するものとする。

#### (残存物件の処理)

第 23 条 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

#### (補助金調書)

第 24 条 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第 11 号による補助金調書を作成しておかななければならない。

#### (事業完了報告)

第 25 条 補助事業者は、事業実施年度ごとに事業が完了した地区について、事業が完了した日から 5 日を経過する日と、完了予定年度の属する 3 月 31 日のいずれか早い日までに、事業完了報告書（様式第 12 号）を知事に提出しなければならない。ただし、規則第 17 条第 1 項の規定による報告をした場合は除く。

(雑則)

第 26 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表中の単県農業農村整備事業のうち、旧ジゲの井手保全事業（平成 11 年 9 月 21 日付耕第 205 号鳥取県農林水産部長通知）に該当するものについては、平成 14 年度に限り市町村が 90 パーセント以上補助する場合について県が 60 パーセントを補助するものとする。

附 則

この要綱は、平成 14 年 12 月 16 日から施行し、平成 14 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 1 月 6 日から施行し、平成 16 年度事業から適用する。

附 則

単県農業農村整備事業実施要領（平成 17 年 3 月 28 日第 200400022021 号農林水産部長通知）抄（鳥取県土地改良事業補助金交付要綱の一部改正）

- 3 鳥取県土地改良事業補助金交付要綱（平成 12 年 10 月 10 日付耕第 344 号鳥取県農林水産部長通知）の一部を次のように改正する。（条文略）

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 23 日から施行する。ただし、この要綱の施行の日前に交付決定を受けた補助事業のうち、平成 17 年度に実施する補助事業（平成 17 年 3 月 31 日以前に交付決定を受けた補助事業のうち、平成 17 年度に繰り越した地区を含む。）については、この要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 23 日から施行する。ただし、この要綱の施行の日前に交付決定を受けた補助事業のうち、平成 17 年度に実施する補助事業（平成 17 年 3 月 31 日以前に交付決定を受けた補助事業のうち、平成 17 年度に繰り越した地区を含む（ただし、既に要綱第 10 条に基づく報告が完了した地区を除く））については、この要綱を適用する。

附 則（平成 18 年 5 月 25 日付第 200600021178 号鳥取県農林水産部長通知）

- 1 この要綱は、平成 18 年 5 月 25 日から施行し、平成 18 年度事業から適用する。
- 2 (略)

附 則 (平成 19 年 3 月 12 日付第 200600186708 号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成 19 年 3 月 12 日から施行し、平成 19 年度事業から適用する。

附 則 (平成 19 年 10 月 9 日付第 200700099339 号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成 19 年 10 月 9 日から施行し、平成 19 年度事業から適用する。

附 則 (平成 20 年 6 月 30 日付第 200800052261 号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成 20 年 6 月 30 日から施行し、平成 20 年度事業から適用する。

附 則 (平成 20 年 7 月 16 日付第 200800061842 号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成 20 年 7 月 16 日から施行し、平成 20 年度事業から適用する。

附 則 (平成 21 年 2 月 12 日付第 200800167311 号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成 21 年 2 月 12 日から施行し、平成 20 年度事業から適用する。

附 則 (平成 21 年 3 月 5 日付第 200800186126 号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成 21 年 3 月 5 日から施行し、平成 21 年度事業から適用する。

附 則 (平成 22 年 12 月 27 日付第 201000146294 号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成 22 年 12 月 27 日から施行し、平成 22 年度事業から適用する。平成 21 年度以前の補助事業で平成 22 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成 23 年 6 月 27 日付第 201100041482 号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成 23 年 6 月 27 日から施行し、平成 23 年度事業から適用する。

附 則 (平成 24 年 2 月 29 日付第 201100171012 号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成 24 年 2 月 29 日から施行し、平成 23 年度事業から適用する。

附 則 (平成 25 年 2 月 28 日付第 201200185516 号鳥取県農林水産部長通知)

1 この要綱は、平成 25 年 2 月 28 日から施行し、平成 24 年度事業から適用する。ただし、施行日前に交付決定した事業については、なお従前の例による。

2 第 1 項の規定にかかわらず、要綱第 16 条の改正については、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 26 日付第 201300205986 号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年 2 月 12 日に可決された平成 25 年度一般会計補正予算に基づく事業に係る補助金から適用する。ただし、平成 25 年度以前の補助事業で平成 26 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 2 月 23 日付第 201400172893 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 27 年 2 月 23 日から施行し、平成 27 年 2 月 5 日に可決された平成 26 年度一般会計補正予算に基づく事業に係る補助金から適用する。

附 則（平成 27 年 5 月 8 日付第 201500016408 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 27 年 5 月 8 日から施行し、平成 27 年度事業から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日付第 201500194228 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 28 年 3 月 29 日から施行し、平成 28 年度事業から適用する。

附 則（平成 29 年 2 月 8 日付第 201600144622 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 29 年 2 月 8 日から施行し、平成 28 年 12 月 19 日に可決された平成 28 年度一般会計補正予算に基づく事業に係る補助金から適用する。ただし施行日前に交付決定した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日付第 201600204422 号鳥取県農林水産部長通知）

- 1 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日から施行し、平成 28 年 12 月 19 日に可決された平成 28 年度一般会計補正予算に基づく事業に係る補助金から適用する。ただし平成 29 年 2 月 8 日より前に交付決定した事業については、なお従前の例による。
- 2 第 1 項の規定にかかわらず、要綱第 3 条第 6 項の改正については、平成 28 年度事業から適用する。

附 則（平成 29 年 6 月 20 日付第 201700060260 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 29 年 6 月 20 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。

附 則（平成 30 年 4 月 10 日付第 201800026242 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 30 年 4 月 10 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。

附 則（平成 30 年 7 月 5 日付第 201800083571 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 30 年 7 月 5 日から施行し、平成 30 年 7 月 5 日に可決された平成 30 年度一般会計補正予算に基づく事業に係る補助金から適用する。ただし施行日前に交付決定した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 1 月 15 日付第 201800270697 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 31 年 1 月 15 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日付第 201800356167 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 31 年 3 月 26 日から施行し、平成 31 年度事業から適用する。

附 則（令和元年 7 月 24 日付第 201900102898 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、令和元年 7 月 24 日から施行し、令和元年度事業から適用する。

なお、第 8 条の規定は、すでに交付決定した事業に係る変更等の承認について適用する。

附 則（令和 2 年 4 月 27 日付第 202000019133 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、令和 2 年 4 月 27 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

附 則（令和 2 年 9 月 3 日付第 202000139688 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、令和 2 年 9 月 3 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

附 則（令和 3 年 5 月 7 日付第 202100027243 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、令和 3 年 5 月 7 日から施行し、令和 3 年度事業から適用する。

附 則（令和 4 年 5 月 1 1 日付第 202200030190 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、令和 4 年 5 月 1 1 日から施行し、令和 4 年度事業から適用する。

附 則（令和 5 年 4 月 4 日付第 202300008578 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、令和 5 年 4 月 4 日から施行する。

附 則（令和 5 年 7 月 3 日付第 202300082148 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、令和 5 年 7 月 3 日から施行し、令和 5 年度事業から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 26 日付第 202300300591 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第3条、第6条、第8条、第11条、第18条、第20条関係)

1	2	3	4	5
補助事業	事業実施主体	補助対象経費 注4	補助率又は補助金額	重要な変更
1 団体営 調査設計 事業	市町村、土地改良区、県土地改良事業団体連合会、農業協同組合、その他	次に掲げる土地改良事業の予定地域について行う調査設計事業に要する経費 ア 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付21農振第2453号)第2の1の(2)の①のアで同実施要領別紙1-1第2の3の事業のうち土地改良法上の手続を必要とする事業 イ 農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)の第2の1の農地整備事業が行われる予定の地区において実施する農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号農村振興局長、生産局長連名通知。以下「農地整備要領」という。)の別紙2の第2に定める経営体育成促進換地等調整事業	50%(国50%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は急傾斜地帯において行うものにあつては55%(国55%)	第3欄に掲げるイの項にあつては次に掲げる変更 (1) 地区相互間の補助金の流用 (2) 工種別の事業量の30%(30%に相当する額が500万円以下の場合は500万円)を超える増減 (3) 工種の新設、変更又は廃止 (4) 事業実施主体の変更
2 農村総合整備事業	県土地改良事業団体連合会	次に掲げる事業に資する技術の開発普及及び指導を行うのに要する経費 ア 農業集落排水事業実施要綱に定める事業 イ 中山間地域総合整備事業実施要綱(平成2年8月1日付2構改D第475号農林水産事務次官依命通達)に定める事業	50%(国50%)	(1) 地区の新設又は廃止
3 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業	土地改良区、土地改良区連合、市町村、農業協同組合、その他	土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業実施要綱(平成22年4月1日農振第2326号農林水産事務次官依命通知)に基づき行うPCB廃棄物を処理するために必要となる収集運搬に要する経費	50%(国50%)	(1) 地区の新設又は廃止
4 農業基盤整備促進事業	市町村、農業者団体 注6	農地整備要領の別紙5の別表1の区分欄に掲げる事業並びに農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21農振第2454号農村振興局長通知。以下「農山交要領」という。)の別紙1-1の運用2の別表1の区分欄に掲げる事業に要する経費	(1) 定率助成 75%(国50%、県25%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において行うものにあつては77.5%(国55%、県22.5%)  注3 注11  (2) 定額助成 (基本単価) 農地整備要領の別紙5の別表2並びに農山交要領の別紙1-1の運用2の別表2の助成とする。  (県助成単価) 事業の実施に要する単価が、基本単価を超える額について、市町村が負担し、かつ基本単価の1/2を上限として、市町村と同額を負担する。  注3 注11	(1) 農地整備要領の別紙5の別表1の区分欄に掲げる事業並びに農山交要領の別紙1-1の運用2の別表1の区分欄に掲げる事業のうち定率助成の調査・調整、指導及び定額助成を除く事業に要する経費の相互間の30%(30%に相当する額が600万円以下の場合は600万円)を超える増減 (2) 農地整備要領の別紙5の別表1の区分欄に掲げる事業並びに農山交要領の別紙1-1の運用2の別表1の区分欄に掲げる定率助成と定額助成の事業に要する経費の相互間の流用 (3) 事業実施主体の変更

5 農地耕作条件改善事業	市町村、農地中間管理機構、農業者団体、農業法人等  注7	農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）別表（以下、「耕作条件別表」という。）の区分の欄に掲げる事業に要する経費	<p>(1) 耕作条件別表の区分の欄の1. 定額助成（基本単価） 農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局通知。以下「耕作条件要領」という。）別表1～3の助成とする。</p> <p>（県助成単価） 耕作条件要領別表1の助成について、基本単価を超える額について、市町村が負担し、かつ基本単価の1/2を上限として、市町村と同額を負担する。</p> <p>注3</p> <p>(2) 耕作条件別表の区分の欄の2 定率助成のうち、同表の事業種類の欄の(20)及び(22)以外のもの 75%（国50%、県25%） ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において行うものにあつては77.5%（国55%、県22.5%）</p> <p>注3</p> <p>(3) 耕作条件別表の区分の欄の2 定率助成のうち、同表の事業種類の欄の(20)及び(22)に係るもの 100%（国100%）</p>	<p>(1) 地域内農地集積型から高収益作物転換型への事業の変更 (2) 地区相互間の補助金の流用 (3) 事業実施主体の変更</p>
6 水利施設等保全高度化事業	市町村、土地改良区、その他知事が適当と認める者	<p>1 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）の次の事業を実施するのに要する経費</p> <p>(1) 別紙3の別表事業種類の欄の(1)に掲げる事業</p> <p>(2) 別紙1の第2の12(2)に掲げる事業</p> <p>(3) 別紙3の別表事業種類の欄の(4)及び(5)に掲げる事業</p> <p>2 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2454号農村振興局長通知）の別紙2運用3別表区分欄3に掲げる事業のうち次の事業を実施するのに要する経費</p> <p>(1) 事業種類欄(1)に掲げる事業</p> <p>(2) 事業種類欄(4)に掲げる事業</p>	<p>50%（国50%） ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において行うものにあつては55%（国55%）</p> <p>75%（国50%、県25%） ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において行うものにあつては77.5%（国55%、県22.5%） 注3</p> <p>100%（国100%）</p> <p>50%（国50%） ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において行うものにあつては55%（国55%） 注11</p> <p>75%（国50%、県25%） ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において行うものにあつては77.5%（国55%、県22.5%） 注3 注11</p>	<p>(1) 地区相互間の補助金の流用 (2) 工種別の事業量の30%（30%に相当する額が500万円以下の場合には500万円）を超える増減 (3) 工種の新設、変更又は廃止</p>
7 農村地	市町村	農村地域防災減災事業実施要		(1) 地区相互間の補助金の流用

<p>域防災減災事業</p>		<p>綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）別表1の区分の欄に掲げる事業に基づき農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長依命通知）要領別表1のうち次の事業に要する経費</p> <p>(1) 用排水施設等整備 ア ため池整備事業</p> <p>イ 用排水施設等整備事業（湛水防除事業）</p> <p>ウ 農業用河川工作物等応急対策事業</p> <p>エ 防災重点農業用ため池緊急整備事業</p> <p>(2) ため池緊急防災環境整備事業</p>	<p>アの事業 特認 75%（国50%、県25%）注1 ただし、中山間地区において行うものにあつては80%（国55%、県25%）</p> <p>一般 55%（国50%、県5%）注2 ただし、中山間地区において行うものにあつては60%（国55%、県5%）</p> <p>イの事業 50%（国50%） ただし、中山間地区において行うものにあつては55%（国55%）</p> <p>ウの事業 82%（国50%、県32%） ただし、中山間地区において行うものにあつては87%（国55%、県32%）</p> <p>エの事業 80%（国55%、県25%）</p> <p>ア、イ、ウの事業における実施計画策定等 特認 100%（国100%）注1（令和7年度まで） 一般 55%（国50%、県5%）注2</p> <p>エの事業における実施計画策定等 100%（国100%）</p> <p>※中山間地区とは振興山村、過疎地域、又は特定農山村指定地域のいずれかを含む市町村。</p> <p>100%（国100%）</p>	<p>(2) 工種別の事業量の30%（30%に相当する額が400万円以下の場合には400万円）を超える増減</p> <p>(3) 工種の新設、変更又は廃止</p>																		
<p>8 ため池防災減災対策推進事業</p>	<p>市町村、事業申請人</p>	<p>ため池防災減災対策推進事業実施要領（平成27年5月8日付第201500022674号鳥取県農林水産部長通知）別表の事業の実施に要する経費</p> <p>(1) 調査推進事業 (2) 保全対策事業 (3) ため池整備推進交付金 (4) ため池監視システム管理支援事業</p>	<p>(1)及び(2)の事業 市町が負担する率と同率</p> <p>(3)の事業 整備事業に係る受益者分担金を対象に、事業申請時又は変更時の申請者数で除した額が10万円を越える部分に対し、以下の助成率に基づく助成額の合計額に申請者数を乗じた額を助成</p> <table border="1" data-bbox="710 1814 1165 2116"> <thead> <tr> <th>1戸当たり受益者分担金</th> <th>助成率</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円以下部分</td> <td>なし</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10万円を越え20万円以下部分</td> <td>50%</td> <td>0～5万円</td> </tr> <tr> <td>20万円を越え30万円以下部分</td> <td>70%</td> <td>0～7万円</td> </tr> <tr> <td>30万円を越え40万円以下部分</td> <td>80%</td> <td>0～8万円</td> </tr> <tr> <td>40万円を越える部分</td> <td>90%</td> <td>0～</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)の事業</p>	1戸当たり受益者分担金	助成率	助成額	10万円以下部分	なし	—	10万円を越え20万円以下部分	50%	0～5万円	20万円を越え30万円以下部分	70%	0～7万円	30万円を越え40万円以下部分	80%	0～8万円	40万円を越える部分	90%	0～	
1戸当たり受益者分担金	助成率	助成額																				
10万円以下部分	なし	—																				
10万円を越え20万円以下部分	50%	0～5万円																				
20万円を越え30万円以下部分	70%	0～7万円																				
30万円を越え40万円以下部分	80%	0～8万円																				
40万円を越える部分	90%	0～																				

			当該年度の4月1日から3月31日までに要するため池監視装置使用に係る通信料、システム利用料、メンテナンス費用等のランニングコストに対し、市町が負担する額と同額(ため池1箇所あたり年間上限30千円)を助成  注5	
9 農道保全対策事業	市町村	農村整備事業実施要領(令和3年4月1日付け2農振第2737号農村振興局長通知)別紙2第2の事業及び別紙6第1の事業を実施するのに要する経費  (1) 農道・集落道整備事業 ア 強靱化型 イ 高度化型 ウ 調査計画策定  (2) 計画策定等事業 ア 施設計画策定事業 イ 機能保全計画策定事業	ア～イの事業 50%(国50%) ただし、集落道の整備であって振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものは55%(国55%) ウの事業 50%(国50%)  ア～イの事業 100%(国100%)	(1) 地区相互間の補助金の流用 (2) 工種別の事業量の30%(30%に相当する額が500万円以下の場合には500万円)を超える増減 (3) 工種の新設、変更又は廃止 (4) 事業実施主体の変更
10 農地中間管理機構関連農地整備事業	土地改良区、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、農業協同組合その他知事が適当と認める者	農地中間管理事業関連農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知)別紙2第2の2の事業を実施するのに要する経費	81.25%(国62.5%、県18.75%)  注9	(1) 地区相互間の補助金の流用 (2) 工種別の事業量の30%(30%に相当する額が500万円以下の場合には500万円)を超える増減 (3) 工種の新設、変更又は廃止
11 土地改良施設突発事故復旧事業	市町村、土地改良区、土地改良区連合	土地改良施設突発事故復旧事業(補助)実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2308号農林水産事務次官依命通知)に定める事業を実施するのに要する経費	75%(国50%、県25%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものにあつては77.5%(国55%、県22.5%)  注9	(1) 地区相互間の補助金の流用 (2) 工種別の事業量の30%(30%に相当する額が500万円以下の場合には500万円)を超える増減 (3) 工種の新設、変更又は廃止
12 農業水路等長寿命化・防災減災事業	市町村、土地改良区その他の農業者等の組織する団体  注10	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知)に定める事業を実施するのに要する経費  1 長寿命化対策 (1) 長寿命化対策 ア 水利施設整備  イ 機能保全計画策定等 ウ 実施計画策定 エ 水利用調査・調整 オ 耐震性点検・調査  2 防災減災対策 (1) 自然災害等対策 ア ため池整備	アの事業 75%(国50%、県25%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものにあつては77.5%(国55%、県22.5%) 注3 イ～オの事業 100%(国100%)  アの事業(このうちため池の安全施設の単独整備は除く) 特認 75%(国50%、県25%) 注1 ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものにあつては80%(国55%、県25%) 一般 55%(国50%、県5%) 注2 ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものにあつては60%(国55%、県5%)	

		<p>イ 農業用河川工作物応急対策</p> <p>ウ 機能保全計画策定等 エ 実施計画策定 オ 耐震性点検・調査 カ 施設撤去・廃止</p> <p>(2) ため池防災環境整備 ア 地域防災上のリスク除去 イ ハード整備の着手促進</p> <p>(3) 危機管理対策</p> <p>3 ため池の保全・避難対策</p>	<p>アの事業（このうちため池の安全施設の単独整備） 75%（国 50%、県 25%） ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものにあつては80%（国 55%、県 25%）</p> <p>イの事業 82%（国 50%、県 32%） ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものにあつては87%（国 55%、県 32%）</p> <p>ウ～オの事業 100%（国 100%）</p> <p>カの事業 75%（国 50%、県 25%） ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものにあつては77.5%（国 55%、県 22.5%） 注3</p> <p>100%（国 100%）</p> <p>75%（国 50%、県 25%） ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものにあつては77.5%（国 55%、県 22.5%） 注3 ため池において行うものにあつては100%（国 100%）（令和12年度まで）</p> <p>100%（国 100%）（令和12年度まで）</p>	
13 畑作等促進整備事業	市町村、農業者団体、農業法人等、農業委員会 注12	畑作等促進整備事業交付金交付等要綱（令和5年4月1日付4農振第3102号農林水産事務次官依命通知）別表（以下、「畑作等別表」という。）1～2に掲げる事業の経費	<p>(1) 定額助成 （基本単価） 畑作等促進整備事業実施要領（令和5年4月1日付4農振第3103号農林水産省農村振興局通知。以下「畑作等要領」という。）別表1～4の助成とする。</p> <p>（県助成単価） 畑作等要領別表1の助成について、基本単価を超える額について、市町村が負担し、かつ基本単価の1/2を上限として、市町村と同額を負担する。 注3</p> <p>(2) 定率助成 75%（国50%、県25%） ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において行うものにあつては77.5%（国55%、県22.5%） 注3</p>	

別表2（第3条、第6条、第7条、第8条～第14条、第18条、第19条関係）

1	2	3	4	5	6
間接補助事業	事業実施主体	間接補助対象経費 注4	間接補助率又は間接補助金額	間接交付主体	間接補助事業の重要な変更
1 ため池防災減災対策推進事業	集落、土地改良区	ため池防災減災対策推進事業実施要領（平成27年5月8日付第2015000226747号鳥取県農林水産部長通知）別表の事業の実施に要する経費 (1) 調査推進事業 (2) 保全対策事業 (4) ため池監視システム管理支援事業	(1) 及び (2) の事業 市町が負担する率と同率 (4) の事業 当該年度の4月1日から3月31日までに要するため池監視装置使用に係る通信料、システム利用料、メンテナンス費用等のランニングコストに対し、市町が負担する額と同額（ため池1箇所あたり年間上限30千円）を助成	市町村	ア 補助金の増減 イ 地区相互間の補助金の流用

注1 特認とは、ため池決壊による被害が次のいずれかのものに及ぶと予測される地区を対象とする。ただし、農村地域防災減災事業のため池整備及び農業水路等長寿命化・防災減災事業の自然災害等対策のため池整備のうち、ため池整備工事を実施する場合に限る。

- (1) 人家等（人家、公共施設（病院、学校、役場、体育館））
- (2) 道路等（道路法の適用を受ける道路、基幹的農道（広域農道、農免農道）及び鉄道）
- (3) 避難所（市町村の地域防災計画において指定したもの）

注2 一般とは、特認以外の地区をいう。

注3 補助率、助成単価のうち、県の補助については下記のとおり要件を定める。

- (1) 定率助成について、県の補助率は、令和6年度着手地区より14%を基本補助率とする。ただし、以下ア～オのいずれかを満たす場合は、市町村が負担する率以内とする。

ア：事業に係る地元負担が土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針（平成3年5月31日付け3構改D第389号農林水産省構造改善局長通知）（以下、「ガイドライン」という。）の地元負担（100%から国庫率、都道府県及び市町村の負担割合を除いた割合）未済であること、かつ、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画が事業完了までに策定され、かつ、整備された施設等が多面的機能支払交付金または中山間地域等直接支払交付金により管理されること。

イ：事業に係る地元負担がガイドラインの地元負担以内であること、かつ、畑地化及び高収益作物等に転換する地域であること。

ウ：国営造成施設等に係る整備であること。

エ：防災対策として実施されるものであること。

オ：市町村以外が事業実施主体となるもので、かつ、令和5年度までの地元負担率より増加しないこと。

- (2) 定額助成のうち県助成単価については、令和6年度着手地区より（1）のア～オのいずれかを満たす場合とする。
- (3) 令和5年度までの採択地区については、従前の補助率とする。
- (4) 令和5年度採択の彦名干拓第2地区において、浚渫土の埋立てに起因した排水不良に必要な対策を実施する場合は、上記によらず県の補助率を27%とする。

注4 補助対象経費は、工事請負費及び委託費にあっては、県内事業者が発注して施工又は実施されたものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難であると予め知事が認めた場合については、この限りでない。

注5 別表1の第1欄の8（1）は県単独事業で実施するものに限る。なお、国庫補助事業で実施する場合は別表1の第1欄の7（1）による。

注6 補助事業欄の4農業基盤整備促進事業における「農業者団体」とは、農地整備要領の別紙5の第3の2並びに農山交要領の運用2の第3の2に定めるものとする。

注7 補助事業欄の5農地耕作条件改善事業における「農業者団体」とは、耕作条件要領第2の1に定めるものとし、「農業法人等」とは、耕作条件要領第2の2に定めるものとする。

注8 補助事業欄の5農地耕作条件改善事業の補助対象事業者は、単年度補助金限度額の範囲内で、農地耕作条件改善計画内の経費間及び年度間で、別表1の第4欄に示す国と県の補助割合にかかわらず予算の調整を行うことができるものとする。ただし、補助対象事業について、国の補助等の割合について個別の法令等に規定がある場合を除く。（法律補助事業は年度間で予算の調整は出来ない。）

注9 県の補助率は、市町村が負担する率以内とする。

注10 補助事業欄の12農業水路等長寿命化・防災減災事業における「その他の農業者等の組織する団体」とは、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織とする。

注11 農山漁村地域整備交付金を活用する補助対象事業者は、単年度交付限度額の範囲内で、別表1の第4欄に示す国と県の補助割合にかかわらず、年度間で予算の調整を行うことができるものとする。ただし、補助対象事業について、国の補助等の割合について個別の法令等に規定がある場合を除く。（法律補助事業は年度間で予算の調整は出来ない。）

注12 補助事業欄の13畑作等促進整備事業における「農業者団体」とは、畑作等要領第4の（3）に定めるものとし、「農業法人等」とは、畑作等要領第4の（4）に定めるものとする。

様式第1号（第4条、第11条関係）

（県単独事業の場合）

年 度 事 業 計 画 （ 報 告 ） 書

事業名	地区名	所在地	施行年度	（全計）		年度～年度		年度～年度		受益面積	ha				
				年度～年度	年度～年度	年度～年度	年度～年度	面積							
費目	工種	総量		前年度まで		本年度					翌年度以降		備考		
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	県補助金	県補助率	県費補助金以外の財源		工期		事業量	事業費
										市町村費	土地改良区その他				
			円		円		円		%	円	円		円		
計															

（注）添付書類

- 1 実施設計書（変更実施設計書、出来高設計書）
- 2 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について（昭和44年5月24日付44農地A第826号農林事務次官通知）に係る返還対象事業にあつては、地区内における県補助金の振り分けの基準を記載した書面（ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。）

（記載要領）

- 1 所在地欄には、当該地区の中心所在地を記載するとともに、関係市町村数を記載すること。
- 2 費目欄には、工事費の費目の純工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費、営繕費、用地費及び補償費、換地費、全体実施設計費を記載すること。
- 3 施行年度欄には、当該地区が事業に着手した年度及び事業の完了の予定している年度を記載すること。ただし、全体実施設計期間については、上段にその年度を記載すること。
- 4 工種欄には、ダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、用（排）水路、農道、隧道、橋梁、農地保全施設等を記載し、ほ場整備事業、農地開発事業、土地改良総合整備事業等にあつては、農業用排水施設、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、水路、ダム、農地保全施設等を記載すること。
- 5 事業量及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 6 県補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 7 二つ以上の補助率を適用する場合には、備考欄にそれぞれの補助率の対象となる事業費又は受益面積を記載し、県補助金の算出根拠を明記すること。
- 8 備考欄には、事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、事業主体ごとに、消費税仕入控除額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

様式第1号の2 (第4条、第11条関係)

(国庫補助事業による場合 (様式第1号の3～9以外))

年 度

事 業 計 画 ( 報 告 ) 書

事業名																
地区名	費目	工種	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量		事業費
											県費	市町村費	土地改良区その他			
				円		円		円		%	円	円	円		円	
	計															

(注) 添付書類

- 1 実施設計書 (変更実施設計書、出来高設計書)
- 2 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について (昭和44年5月24日付44農地A第826号農林事務次官通知) に係る返還対象事業にあっては、地区内における県補助金の振り分けの基準を記載した書面 (ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。)

(記載要領)

- 1 地区名の下に ( ) 書きで、事業主体名及び関係市町村名を記載すること。
- 2 費目欄には、工事費の費目の純工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費、営繕費、用地費及び補償費、換地費、全体実施設計費を記載すること。
- 3 工種欄には、ダム、ため池、頭首工、揚 (排) 水機場、用 (排) 水路、農道、隧道、橋梁、農地保全施設等を記載し、総合事業、農業基盤整備促進事業及び中山間地域農業農村総合整備事業にあっては、農業用排水施設、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、水路、ダム、農地保全施設等を記載すること。
- 4 事業量及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 国庫補助金欄及び国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 二つ以上の補助率を適用する場合には、備考欄にそれぞれの補助率の対象となる事業費又は受益面積を記載し、県補助金の算出根拠を明記すること。
- 7 備考欄には、事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、消費税仕入控除額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。また、農山漁村地域整備交付金を活用する場合は「交付金」と記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
  - ①免税事業者
  - ②簡易課税制度の適用を受ける者
  - ③地方公共団体の一般会計
  - ④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人 (公共法人、公益法人等) 又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となること が 確 実 に 見 込 ま れ る も の









様式第1号の7（第4条、第11条関係）  
（土地改良施設突発事故復旧事業の場合）

年 度 事 業 計 画 （ 報 告 ） 書

事業名	土地改良施設突発事故復旧事業														
	地区名	費目	工種	総量		前年度まで		本年度					翌年度以降		備考
				事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			
				円	円		円	円	%	円		円		円	
			計												

（記載要領）

- 1 費目欄には、事業実施に係る経費のうち、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶機械器具費を記載すること。
- 2 工種欄には、本工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、水路等を記載すること。
- 3 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 4 国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 5 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに受益面積（受益戸数又は受益人口）及び事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、区分（事業主体）ごとに、仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、これがない場合には、「該当なし」と、明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
  - ①免税事業者
  - ②簡易課税制度の適用を受ける者
  - ③地方公共団体の一般会計
  - ④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

様式第1号の8（第4条、第11条関係）

（農業水路等長寿命化・防災減災事業の場合）

年度

事業計画（報告）書

事業名	農業水路等長寿命化・防災減災事業															備考					
	整備計画名	地区名	補助対象要件	交付対象事業			法律・予算の区分	事業実施期間	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		
				区分	対策種類	事業種類			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金		国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量
															県費	市町村費	土地改良区 その他				
									円		円		円	円	%	円	円	円		円	
	小計																				
	小計																				
	小計																				
	合計																				

（記載要領）

- 1 補助対象要件欄には本要綱別表注3の（1）に掲げた要件ア～オのいずれかを記載すること（該当が無い場合は空欄とする）。
- 2 交付対象事業の区分欄には、長寿命化対策は1、防災減災対策は2、ため池の保全・避難対策は3を記入すること。
- 3 交付対象事業の対策種類欄には、長寿命化対策は1（1）、自然災害対策は2（1）、ため池防災環境整備は2（2）、危機管理対策は2（3）を記入すること。
- 4 交付対象事業の事業種類欄には農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱別表に掲げられている交付対象事業により記載すること。
- 5 法律・予算の区分欄には、国の負担又は補助の割合について個別の法令等に規定がある場合は、「法律補助」と記入し、それ以外は「予算補助」と記入すること。
- 6 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
  - ①免税事業者
  - ②簡易課税制度の適用を受ける者
  - ③地方公共団体の一般会計
  - ④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

様式第1号の9（第4条、第11条関係）

（畑作等促進整備事業の場合）

年 度

事 業 計 画 （ 報 告 ） 書

事業名	畑作等促進整備事業															備考	
	地区名	補助対象要件	費目	工種	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		
					事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源				事業量
					円		円		円	%	円	円	円		円		
		計															

（注）実績報告時の添付書類

畑作等別表の区分の欄の定額助成の事業内容1～7を実施した場合は、「畑作等促進整備事業の定額助成に係る農業者施工等の状況の適切な把握について（令和5年12月14日付第202300239783号鳥取県農林水産部農地・水保全課長通知）」の別紙様式1－1～別紙様式1－4。

（記載要領）

- 補助対象要件欄には本要綱別表注3の（1）に掲げた要件ア～オのいずれかを記載すること（該当が無い場合は空欄とする）。
- 費目欄には、事業実施に係る経費のうち、純工事費、測量設計費、用地費及び補償費（軌道等運搬施設の整備に係る経費を除く）、船舶機械器具費、全体実施設計費、換地費を記載すること。
- 工種欄には、畑作等促進整備事業実施要領別表1、2及び5に掲げられている事業種類により記載すること。  
産地形成支援事業を活用する場合は、対象となる事業費を[ ]として事業費の合計に含めないよう記載すること。
- 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 県補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに受益面積（受益戸数又は受益人口）及び事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、区分（事業主体）ごとに、仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、これがない場合には、「該当なし」と、明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
  - ①免税事業者
  - ②簡易課税制度の適用を受ける者
  - ③地方公共団体の一般会計
  - ④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

様式第2号（第4条、第11条関係）

年 度 事 業 収 支 予 算 書 （ 精 算 書 ）

（1）収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増△減	備考
県費補助金	円	円	円	
市町村費				
地元負担金				
計				

（2）支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増△減	備考
	円	円	円	
計				

予算議決（又は予算議決予定） 年 月 日

事業完了日（又は事業完了予定日） 年 月 日

（注）区分欄は、様式第1号の費目ごとに区分し、市町村又は団体等の支出科目により記載すること。

（3）補助金精算書

区分	補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	補助金精 算額 (A)	概算払 受領済額 (B)	受領又は返還 金 (A) - (B)	備考
	円	円	%			円	

（注）（3）は、実績報告時のみ作成すること。

様式第2号の2（第4条、第11条関係）  
（水利施設等保全高度化事業の場合）

年 度 事 業 収 支 予 算 書 （ 精 算 書 ）

（1）収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増△減	備考
県費補助金	円	円	円	
市町村費				
地元負担金				
計				

（2）支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増△減	備考
(1) 水利用調整事業 〇〇費	円	円	円	
(2) 管理省力化施設 整備事業 〇〇費				
(3) 機能保全計画策 定事業 〇〇費				
(4) 資産評価データ 整備事業 〇〇費				
計				

予算議決（又は予算議決予定） 年 月 日  
事業完了日（又は事業完了予定日） 年 月 日

（注）区分欄は、様式第1号の費目ごとに区分し、市町村又は団体等の支出科目により記載すること。

（3）補助金精算書

区分	補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	補助金精 算額 (A)	概算払 受領済額 (B)	受領又は返還 金 (A) - (B)	備考
	円	円	%			円	

（注）（3）は、実績報告時のみ作成すること。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

職氏名

年度 鳥取県土地改良事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県土地改良事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「〇〇〇〇事業」とし、その内容は・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県土地改良事業補助金交付要綱（平成12年10月10日付耕第344号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林蓄水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）及び・・・・・・補助（交付）金交付要綱（〇年〇月〇日付〇号農林水産事務次官依命通達）の規定に従わなければならない。

## 様式第3号の2（第5条関係）

（「ため池防災減災対策推進事業」ため池整備推進交付金の場合）

年 月 日

様

職氏名

年度 鳥取県土地改良事業補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県土地改良事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

### 記

#### 1 補助事業

本補助金の補助事業は、「ため池防災減災対策推進事業」とし、その内容はため池整備推進交付金とする。

#### 2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

なお、確定額は、交付決定額のとおりとする。

様式第4号（第6条関係）

交付決定前着工届

番 号  
年 月 日

様

職氏名

〇〇（交付決定前着工が必要な理由）のため、鳥取県土地改良事業補助金交付要綱第6条に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着工したいので提出する。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わないこと

注 以下の表を添付すること。

別添

事業名	事業実施 主体	事業メニュー	事業量	事業費	工事開始予 定年月日	しゅん功予 定年月日	理由

（注）本届出に際しては、工程表を添付すること。

様式第5号 (第11条関係)

事業実績調書

1 請負及び竣工検査調書

地区名	区分	施行箇所	構造又は工法	事業量	設計金額	請負金額	請負人氏名	着工年月日 竣工年月日	竣工検査		契約方法	備考
									検査年月日	検査責任者職氏名		
					円	円						

- (注) 1 請負契約書に基づき一契約ごとに記載すること。
- 2 請負金額に変更のあったときは、設計金額欄及び請負金額欄に当該年度の最後の設計金額及びこれに対する請負金額を下段に記載し、当初の設計金額及びこれに対する請負金額を（ ）書きで上段に記載すること。
- 3 随意契約の場合は、備考欄にその事由を記載すること。
- 4 構造又は工法の欄には、コンクリートダム、コンクリート三面張水路、U字フリューム水路、アスファルト舗装道路等工種に見合う工法を記載すること。
- 5 竣工検査の欄には、事業主体の検査を下段に、県の検査を（ ）書きで上段に記載すること。

2 用地買収費及び補償費調書

区 分	地目及び補償物件 (又は権利)	数 量	金 額	備 考
			円	

(注) 用地買収費、補償費ごとに金額の合計を記載すること。

3 船舶及び機械器具費調書

区 分	数 量	単 価	金 額	備 考
		円	円	

(注) 備考欄には、形式、取得年月日、耐用年数又は時間等を記載すること。

4 直営調書

区分	材料費	労務費	需用費	その他	計	備 考
	円	円	円	円	円	

(注) その他の経費の内訳を備考欄に記入すること。

5 残材料調書

名称	形状寸法	数量	単価	金額	検収又は取得 年月日	備 考
			円	円		

6 財産管理台帳

地区名	事業主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収又は 取得年月日	処分制限期間		処分の状況			備考
								耐用 年数	処分制限 年月日	処分の 種類	処分 年月日	補助金 返還額	
					円	円							

- 1 規則第 25 条第 2 項及び要綱第 15 条第 1 項に規定するもの。
- 2 数年にわたって施行する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施行期間を記載すること。
- 3 備考欄に、当該事業に係る補助率を記載すること。

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

職氏名 様

所在地  
名称  
代表者の氏名

年度仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった 事業補助金に係る仕入控除税額が確定したので、鳥取県土地改良事業補助金交付要綱第11条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |                                      |        |        |
|---|---|--------------------------------------|--------|--------|
| 1 | 補助金及び補助対象経費の確定額<br>( 年 月 日付 第 号による通知額)          | (1)補助金の確定額<br>(2)補助対象経費の確定額          | 金<br>金 | 円<br>円 |
| 2 | 実績報告時控除税額<br>(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除額) |                                      | 金      | 円      |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額                      |                                      | 金      | 円      |
| 4 | 補助金返還相当額  | $(3 - 2) \times \frac{1の(1)}{1の(2)}$ | 金      | 円      |

(注) その他参考となる資料を添付すること。

# 様式第7号 (第13条関係)

(第13条に係る様式)

年度 事業 遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

職氏名 様

所在地及び氏名 代表者 氏 名

年 月 日付第 号で交付決定通知のあった 事業の遂行状況について、鳥取県土地改良事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

## 記

### 1 収支状況

#### (1) 収入の部

区分	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	

#### (2) 支出の部

区分	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円	

### 2 事業遂行状況

地区名	費目	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A)	備考
		事業費 (A)	本補助 金	事業費 (B)	本補助 金		
		円	円	円	円	%	

3 事業完了予定 年 月 日

様式第8号（第14条関係）

年 月 日

職氏名 様

所 在 地  
名 称  
代表者の氏名

年度（補助金の名称）の支払にかかる申出書

年 月 日 第 号による交付決定にかかる（補助金等の名称）の支出について、鳥取県補助金等交付規則第20条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

補助事業等の名称	
交付決定額	
支払時期・支払額の変更希望内容又は支払停止希望額	
支払時期・支払額を変更又は支払停止を希望する理由	
添付書類	資金計画書

様式第9号（第21条関係）

契約に係る指名停止に関する申立書

番 号  
年 月 日

職氏名 様

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加にあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関及び鳥取県から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」等を記載すること。

（注2）農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

様式第 10 号（第 8 条関係）

年 月 日

職氏名 様

申請者 職氏名

年度鳥取県土地改良事業補助金の交付不用額について（通知）

年 月 日付第 号による交付決定の通知があった 年度鳥取県土地改良事業補助金について、鳥取県土地改良事業補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき、下記理由により交付不用額を通知します。

記

補助事業等の名称	
算定基準額（変更前）	
交付決定額（変更前）	
算定基準額（変更後）	
交付決定額（変更後）	
交付決定額の差引	
変更の理由	
添付書類	事業計画書、収支予算書

様式第 11 号（第 24 条関係）

〇 〇 補 助 金 調 書

国			地方公共団体名										備考
			歳入			歳出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち 国庫補助 金相当額	支出済額	うち 国庫補助 金相当額	翌年度繰越額	うち 国庫補助 金相当額	
〇〇事業													
〇〇費													
〇〇費													
その他													

（記載要領）

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

様式第 12 号 (第 25 条関係)

番 号

年 月 日

職 氏 名 様

職 氏 名

( 公印省略 )

〇〇年度事業完了報告書

このことについて、別紙のとおり報告します。

別紙

補助金等の名称	
交付決定額	
実績額	
完了年月日	